

海老名市災害対策基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 自助(第4条・第5条)

第3章 共助(第6条—第9条)

第4章 公助(第10条—第19条)

附則

海老名市の市域は、過去度々発生した大規模な地震、火山噴火などの自然災害に見舞われ、甚大な被害を被ってきたが、先人たちの努力によって復興し、現在の美しい農地や活気のある市街地を形成するに至っている。

これらの復興は住民が自らを守る自助及び共に助け合う共助並びに当時の行政体による公助がそれぞれの役割と責任を全うした結果であり、こうした災害対策の基本は歴史を超えて今も同様である。今、懸念される大地震や異常気象による風水害をはじめとした各種の災害対策にも市民及び事業者が自らを守る自助と互いに助け合う共助の精神及びそれに沿った具体的活動が必須であり、市民、事業者による自助及び共助に関する具体的な規範を示すとともに、これらを調整しながら海老名市が行う公助の基本姿勢を明確にし、自助、共助及び公助の相互関係を明らかにして、より有効な災害対策を展開するためこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害対策に関する市民、事業者及び海老名市(以下「市」という。)の責務を明確にし、それが個別に又は連携・協働して推進する災害対策の基本的事項を定めることにより、災害に強い、安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、洪水、地震、噴火、崖崩れその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発により生じる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合の被害の拡大を防止することをいう。
- (3) 災害対策 災害に対する準備、災害時の応急対策及び復旧活動まで一連の活動全体をいう。
- (4) 市民 市内に住所又は居所を有する者をいう。
- (5) 事業者 市内において事業経営を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (6) 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者をいう。
- (7) 避難行動要支援者 前号の要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難する等の行動が困難な者で特に支援を要するものをいう。
- (8) 帰宅困難者 災害時に市内に滞在する者、通行途上で市内にとどまることとなった者又は市内に避難してきた者で、災害による交通機関の途絶又は道路の不通などにより容易に帰宅することができないものをいう。
- (9) 自主防災組織 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条の2第2号に規定する組織をいう。
- (10) 災害ボランティア 被災地及びその周辺の地域において自発的に被災者等を支援するボランティア活動及び当該ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるようするために平常時にボランティア活動をする者をいう。

(基本理念)

第3条 災害対策は、市民及び事業者が自らの安全を自ら守る自助、市民及び事業者が地域で協力し助け合う共助並びに市がこれらを調整しながら行う公助を基本とし、市民、事業者及び市がそれぞれの役割と責務を果たすとともに、必要に応じて相互に連携・協働して着実に実施されなければならない。

第2章 自助

(市民の責務)

第4条 市民は、自助の理念に基づき、自ら災害に備えるため、次に掲げる事項を実行するよう努めなければならない。

- (1) 自らの身体、生命及び財産を自ら守るため、可能な限り災害に対する備えを行い、災害時に被害を最小限にするためのあらゆる措置
- (2) 自らが所有する建築物の耐震性の確認及びその結果、耐震補強が必要とされたときの耐震補強工事の施工その他の措置
- (3) 地震による家具等の転倒防止及び窓ガラスの飛散防止のための措置
- (4) 自らが所有し、又は使用する建築物等の出火防止のための措置
- (5) 災害時の初期対応に必要なヘルメット、懐中電灯等必要な用具の準備

(6) 災害時に必要な飲料水、食糧、日用品等の3日分以上の備蓄

(7) 避難を必要とする場合の避難場所、避難方法等の確認

(8) 災害時の家族等との連絡先、連絡方法、集合場所等の確認

2 市民は、災害時に自らの住居が破壊を免れ、かつ、破壊の危険がないと判断されるときは、当面は住居にとどまり、食糧又は飲料水等の確保以外の目的で外出しないよう心掛けるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自助の理念に基づき、災害に備えるため、次に掲げる事項を実行するよう努めなければならない。

(1) 自らが所有する建築物の耐震性の確認及びその結果、耐震補強が必要とされたときの耐震補強工事の施工

(2) 自らが所有又は管理する建築物等の窓ガラス、タイル等及び広告物の落下防止のための措置

(3) 自らが所有し、又は使用する建築物等の出火防止のための措置

(4) 災害時の初期対応に必要な用具、機材等の準備

(5) 災害時における従業員及び顧客の安全の確保

(6) 災害時において帰宅困難者となる従業員を事業所内にとどめ置くために必要な飲料水、食糧その他必要な物品の3日分以上の備蓄

(7) 災害時における事業活動の継続又は早期再開のための計画の策定及び危機管理体制の整備

(8) 避難経路、避難場所及び避難方法の確認及び従業員等への周知

(9) 災害時における情報の取得及び伝達に必要な手段の確保・整備及びその方法の確立並びに従業員への周知

2 事業者は、災害時において帰宅困難者となった従業員等を状況に応じて事業所内にとどめ置き、地域に混乱を生じさせないようにしなければならない。

第3章 共助

(市民の責務)

第6条 市民は、共助の理念に基づき、次に掲げる事項を実行するよう努めなければならない。

(1) 地域の自主防災組織等が実施する防災活動への積極的参加及び相互協力関係の構築

(2) 災害時における円滑な避難活動及び負傷者の救護

(3) 市が指定する避難所の開設及び運営への自主的かつ積極的な参画及び協力

(事業者の責務)

第7条 事業者は、共助の理念に基づき、次に掲げる事項を実行するよう努めなければならない。

(1) 地域の防災活動への積極的参加

(2) 災害時の市民と連携した災害対策活動の実施

(3) 災害時に必要とされた場合の自らが所有又は管理する施設の提供

(要配慮者の支援)

第8条 市民、事業者及び自主防災組織は、災害時において共助の理念に基づき、要配慮者の安全が確保されるよう協力して支援に努めなければならない。

(帰宅困難者の支援)

第9条 市民、事業者及び自主防災組織は、災害時において共助の理念に基づき、帰宅困難者の円滑な帰宅を促進するため必要な支援に努めなければならない。

第4章 公助

(市の責務)

第10条 市は、公助の理念に基づき、防災対策及び災害発生時の応急対策並びに復旧のための必要な対策を推進することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、その安全を確保するものとする。

2 市は、市民及び事業者と連携協力して防災及び災害対策を実施するとともに、市民及び事業者に対して助成その他必要な支援を行い、自助及び共助による災害対策活動を促進しなければならない。

3 市は、防災及び災害対策のため国、他の地方公共団体及び各種団体との連携協力に努めなければならない。

4 市は、市職員の防災に関する知識及び技術の向上を促進し、災害対策要員としての能力を養成しなければならない。

5 市は、災害に関する正確な情報を迅速かつ確実に収集し、市民、事業者その他関係者に迅速かつ的確に伝達しなければならない。

6 市は、災害発生後の市民生活の再建及び安定を図るとともに、復旧に向けた具体的施策を推進しなければならない。

(応急体制の確立)

第11条 市は、災害時に法第23条の2第1項の規定により災害対策本部を設置し、これを中心とする応急体制を確立しなければならない。

(避難所の開設)

第12条 市は、災害時において、被災者の支援に必要と認めるときは、市民と協力して速やかに避難所を開設しなければならない。

(応急医療体制の整備)

第13条 市は、あらかじめ災害時における応急医療体制を整備し、災害時において市民、事業者及び医療機関と連携協力して傷病者の救護を実施しなければならない。

(物資の備蓄)

第14条 市は、災害時に必要な物資を計画的に備蓄し、食糧については消費期限等を考慮して計画的に更新しながら必要な数量を維持しなければならない。

(自主防災組織の育成及び支援)

第15条 市は、自主防災組織の育成のため、必要に応じて研修又は訓練を実施し、自主的防災活動の重要性、有効性等に関する啓発を行うほか、必要な支援に努めるものとする。

(避難行動要支援者の支援)

第16条 市は、避難行動要支援者の災害時における安全確保のため、支援体制をあらかじめ整備しなければならない。

2 市は、前項の支援体制の整備及び災害時の支援活動のため、市の保有個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。)を法第49条の10第2項各号に定める範囲でその保有の目的以外の目的である支援活動等のために収集し、避難行動要支援者名簿を作成の上、内部で利用することができる。

3 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、かつ、自主防災組織及び民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員をはじめ法第49条の11第2項に定める範囲の関係者に対し、避難行動要支援者名簿の情報を提供するものとする。

4 市長は、前項の規定により避難行動要支援者名簿の情報の提供を行うときは、個人情報の保護に関する法律第69条の規定によるものとする。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要と認めるときはこの限りでない。

5 第3項の規定に基づき、市長から避難行動要支援者名簿情報の提供を受ける関係者は、万全な災害対策に資するためにこれを受領し、当該情報が災害対策以外の目的に使われることのないよう保全するものとする。

(令4条例24・一部改正)

(帰宅困難者への支援)

第17条 市は、帰宅困難者に対して避難及び帰宅のための情報の提供を行うとともに、必要に応じて一時滞在所予定施設等を開設して収容する等の支援を行うものとする。

(災害ボランティア活動への支援)

第18条 市は、災害時に災害ボランティアによる被災者への支援活動を円滑に実施するため、活動拠点及び活動に必要な物資の提供、連絡調整体制の確立その他遺漏のない適切な災害対策活動を実施するための各種支援を行うものとする。

(復旧)

第19条 市は、災害により市内に被害が発生した場合、市民生活の再建と都市機能の速やかな回復のため、災害対策本部を中心とする復旧体制を確立し、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携協力して復旧を推進しなければならない。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(令和4年12月19日条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。